

別表 1-2

講習科目の一部免除の基準

受講の免除が受けることができる者	講習科目	範 囲	講習時間
1 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	クレーン等の玉掛け必要な力学に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	3 時間
2 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	クレーン等の運転のための合図	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1 時間
1 令第 20 条第 6 号若しくは第 7 号の業務又は安衛則第 36 条第 6 号若しくは第 15 号から第 17 号までの業務に、6 月以上従事した経験を有する者 2 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項及び第 4 項の規定による鉱山（以下「鉱山」という。）においてクレーン（令第 20 条第 6 号のクレーンに限る。）の運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者 3 鉱山においてつり上げ荷重が 5 トン以上の移動式クレーンの運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者	クレーン等の運転のための合図	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1 時間

(玉掛けの補助作業の業務等に6月以上従事した経験を有する者に関する特例)

- 1 クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6月以上従事した経験を有する者に対する技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安定作業方法を含む。) 合図の方法	6時間
関係法令	労働安全衛生法、令、安衛則及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間
クレーン等の玉掛け	質量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による0.5トン以上の質量を有する荷についての玉掛けの応用作業	4時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間

- 2 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に6月以上従事した経験を有する者に対する技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安定作業方法を含む。) 合図の方法	6時間
関係法令	労働安全衛生法、令、安衛則及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間
クレーン等の玉掛け	質量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による0.5トン以上の質量を有する荷についての玉掛けの応用作業	4時間